

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第5号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則  
児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第19号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">← 9.1センチメートル →</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、児童福祉法第29条に規定する業務に従事する児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">5.5 センチメートル</p> </div>	<p>第19号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">← 8.5センチメートル →</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、児童福祉法第29条に規定する業務に従事する児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">5.5 センチメートル</p> </div>

(裏)

児童福祉法(抜粋)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- (1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 略

3 第1項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

4～6 略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(裏)

児童福祉法(抜粋)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- (1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 略

3 第1項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

4～6 略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。